

賃料未払いによる建物明け渡しを求める場合の弁護士費用

着手金	A. 解除通知、示談交渉 11万円(税込) B. 訴訟提起 33万円(税込) Aから引き続き行う場合は、追加で22万円(税込) C. 強制執行 11万円(税込) 別途、裁判所に納める予納金、印紙代等が必要になります。 D. 占有移転禁止の仮処分申立て 22万円(税込)
報酬金	明渡しが実現した場合 22万円(税込) 家賃回収分があれば 回収額の2.2割 その他経済的利益について 一般的な弁護士報酬基準

※全て、別途、交通費、郵送代等の実費が必要となります。

※賃料未払い以外の建物明け渡しの弁護士費用については、事案に応じて、お見積りさせていただきます。

※掲載費用は全て税込になります。